

「青谷弥生犬」生体復元・骨格模型製作業務仕様書

（目的）

第1条 この仕様書は、鳥取県立青谷かみじち史跡公園（以下「甲」という。）が委託する生体復元・骨格模型製作業務（以下、「委託業務」という。）の実施に当たって受注者（以下「乙」という。）が遵守すべき作業の仕様を定め、もって当業務の適正な執行を期することを目的とする。

（定義）

第2条 この仕様書において「監督員」とは、甲の長（以下「所長」という。）の命令又は委任を受けて当業務の執行について乙を指示監督する者をいう。また、「検査員」とは、所長の命令又は委任を受けて当業務の執行について成果品を検査するものをいう。

（業務概要）

第3条 業務の名称及び概要は以下のとおりとする。

（1）業務の名称

「青谷弥生犬」生体復元・骨格模型製作業務

（2）業務の目的

出土犬骨及びDNA情報をもとに生体復元模型と全身骨格模型を製作する。

（3）復元対象資料

- ・青谷上寺地遺跡出土犬骨K J B 6 9 6 8 - 1（別紙1・2）
- ・K J B 6 9 6 8 - 1の不足する部位については、大阪府八尾市の亀井遺跡出土犬（別紙3）を参考資料とする。

（4）納品場所

鳥取県立青谷かみじち史跡公園（鳥取市青谷町吉川17番地）

（5）納品期限

令和10年3月3日

（提出物）

第4条 契約後、乙は監督員と協議の上、本業務完了までの「全体工程表」（様式任意）を速やかに作成して甲に提出すること。

2 月別の工程進捗状況を全体工程表に記載の上、翌月の10日までに甲に提出すること。

3 甲乙とも、仕様、工程等の変更を要する場合には、速やかに協議すること。

4 乙は、甲に対して報告を要する事項が生じた場合には、速やかに報告すること。

(有識者の製作指導及び検討会)

第5条 乙は生体復元模型及び全身骨格模型製作の各工程について、下表の専門的知識及び技能を有する有識者（以下、「有識者①～③」という）からの製作指導を得ながら実施すること。

	肩書・氏名	専門
①	東亜細亜文化財研究院 客員研究員 宮崎 泰史	考古学、骨格復元
②	安部考古動物学研究所 代表 安部 みき子	人類学、解剖学
③	総合研究大学院大学 准教授 寺井 洋平	DNA分析

2 第6条（１）～（３）の工程における有識者①・②の製作指導、中間検査に係る旅費等は甲が負担する。

3 甲は、生体復元模型の製作方針を審議する検討会（以下、「検討会」）を主催する。

4 検討会には有識者①～③、甲、乙が出席する。

5 乙は、検討会の会場を提供し、同会における審議内容を生体復元模型の製作に反映すること。

6 検討会の開催は３回を見込む。

7 検討会への出席に係る有識者①～③と甲の旅費等については、甲が負担する。

(工程及び製作品の仕様)

第6条 当業務における工程と製作品の仕様は以下のとおりとする。（１）～（３）は令和８年度内に完了すること。

(1) 全身骨格模型①（３D出力品組み上げ）の製作（別紙４－１・２）

ア 甲が提供する出土犬骨の３D出力品をもとに製作すること。

イ 有識者①・②の製作指導に従い作業を進めること。

ウ 有識者①の製作指導は５回、有識者②の製作指導は５回を見込む。

エ K J B 6 9 6 8 - 1 の残存箇所を最大限活かすものとし、各部位の欠損箇所については、亀井遺跡出土犬骨の３D出力品をもとに復元すること。

オ K J B 6 9 6 8 - 1 の残存箇所をアイボリー、亀井遺跡出土犬骨で補った箇所をグレーで彩色すること。

カ 金属製の芯の使用、針金や樹脂による連結などにより展示・運搬に耐える強度で組み上げること。

キ 肋軟骨は半透明の樹脂で製作すること。

ク 金属製の支柱で木製の台座に固定すること。

ケ (２) とあわせ、検査員、有識者①・②の中間検査を受けること。

(2) 全身骨格模型②（樹脂レプリカ組み上げ）の製作（別紙5－1・2）

- ア 素材は恒久的展示に耐える樹脂とすること。
- イ K J B 6 9 6 8 - 1 のレプリカは甲から借用した出土資料の型取りによって製作すること。
- ウ 亀井遺跡出土犬骨のレプリカは甲から借用した3Dデータから雌型を出力し製作すること。
- エ 有識者①・②の製作指導に従い作業を進めること。
- オ 有識者①の製作指導は5回、有識者②の製作指導は5回を見込む。
- カ K J B 6 9 6 8 - 1 の残存箇所を最大限活かすものとし、各部位の欠損箇所については、亀井遺跡出土犬のレプリカをもとに復元すること。
- キ K J B 6 9 6 8 - 1 の残存箇所をアイボリー、亀井遺跡出土犬骨で補った箇所をグレーで彩色すること。
- ク 金属製の芯の使用、針金や樹脂による連結などにより展示・運搬に耐える強度で組み上げること。
- ケ 肋軟骨は半透明の樹脂で製作すること。
- コ 金属製の支柱で木製の台座に固定すること。
- サ (1) とあわせ検査員、有識者①・②の中間検査を受けること。

(3) 筋肉の造形

- ア (1) で製作した全身骨格模型①に粘土を貼り付け筋肉の造形を行うこと。
- イ 作業中に全身骨格模型が破損しないよう補強を行うこと。
- ウ 有識者①・②の指示に従い作業を進めること。
- エ 有識者①の製作指導は3回、有識者②の製作指導は5回を見込む。

(4) 表皮の造形

- ア (3) で製作した筋肉付きの全身骨格模型に粘土を貼り付け製作すること。
- イ アの表面に模様を入れ毛の表現とすること。
- ウ イが完了したものを粘土製原形とする。
- エ 検討会の審議内容を製作に反映すること。

(5) 生体復元模型、量産用原形の製作

- ア 素材は恒久的展示に耐える樹脂とすること。
- イ (4) で製作した粘土製原形から型を取り、雌型を製作すること。
- ウ イののち(1)の全身骨格模型①から粘土をはがし、クリーニングすること。
- エ 雌型に樹脂を流し込み3体の成形を行うこと。
- オ エの3体のバリの除去や細部の形状の修正を行うこと。
- カ エの3体のうち2体を生体復元模型とし、1体を量産用原形とすること。
- キ カの生体復元模型2体の彩色はウレタン塗料で行うこと。
- ク カの生体復元模型2体には髭の植毛を行うこと。

ケ カの生体復元模型 2 体は木製の台座に固定できるようにすること。

コ 検討会の審議内容を製作に反映すること。

(6) 展示台

ア (5) で製作した生体復元模型 1 体と、(2) で製作した全身骨格模型②を台座ごと並べて展示できるものであること。

イ 床上に設置した状態で観覧しやすい高さで設計すること。

ウ 展示台は木製とし、恒久的展示に耐える強度を有すること。

エ 展示台上に取り外し可能なアクリル製の展示ケースを備えること。

(成果品)

第 7 条 次のものを成果品とする。

(1) 生体復元模型 2 体

(2) 全身骨格模型① 1 体

(3) 全身骨格模型② 1 体

(4) 量産用原形 1 体

(5) 展示台 2 台

(6) 作業各工程の写真 一式

保存形式は J P E G 形式で解像度は 2048×1512 ピクセル〔300 万画素〕以上とする。

(7) 当該業務で作成した資料 一式

(8) 業務報告書

(9) 上記に係るデジタルデータ 一式

記録媒体は C D - R 又は D V D - R とする。

(著作権)

第 8 条 本業務委託によって生じた資料等の一切の帰属及び著作権は甲にある。

(仕様書遵守に要する経費)

第 9 条 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

(その他)

第 10 条 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

2 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

3 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。